



〒018-5511  
 秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字体平35  
 十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会  
 会長 宮 信

【銀行等金融機関でお振込みの場合】  
 下の振込依頼書により、①又は②の銀行等金融機関の窓口でお支払いください。  
 ①秋田銀行の各本支店  
 ②全ての銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林中央金庫、信農連・農協(JA)の各本支店  
 【ゆうちょ銀行(郵便局)でお振込みの場合】  
 この振込用紙は、ゆうちょ銀行(郵便局)ではご利用いただけません。  
 別途、「払込取扱票」にて、ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口でお支払いください。  
 【お振込み手数料について】  
 恐れ入りますが振込み手数料は払込される方の負担となりますのでご了承ください。尚 ATM(現金・カード)振込みは割安となります。

- 振込金受取書 (兼手数料領収書)
- 預金口座払戻請求書 による振込受付書
- 預金口座振替 (兼手数料領収書)

\* 該当するものに○(またはレ)を表示します

令和	年	月	日
金額	百万	千	円
振込先	秋田銀行 小坂支店 普 1027300		
ご依頼人	十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会 おなまえ 58		

振込手数料				円
-------	--	--	--	---

(消費税等が含まれています)

(取扱店)

収入印紙  
 1.振込金受取書の場合  
 振込金+手数料(税込)  
 5万円以上印紙200円  
 貼付  
 2.払戻請求書・口座振替  
 による場合は非課税

銀行  
 支店

(取扱店 → 依頼人)

振込依頼書

依頼日	令和	年	月	日
振込先	秋田銀行 小坂支店 普通預金 1027300			
ご依頼人	トワタコハン <small>トワタコハン</small> <small>ワイナイ</small> <small>サダユキ</small> <small>ドウソウ</small> <small>タ</small> <small>カイ</small> 十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会			
フリガナ	58			
おなまえ	58			
おところ				
日中のご連絡先 (お電話)	-	-	-	( )

◎ 振込手続きは銀行よりできますが、手数料に  
 ついては、ご本人負担となります。

金額	百万	千	円
----	----	---	---

お手数ですがフリガナの記入をお願いします。

(取扱店)